**申告が必要ない資産**

**下記のような資産は、申告の対象となりません。**

○自動車税、軽自動車税の課税客体（対象）となるもの

○耐用年数が1年未満、または、取得価額が10万円未満のもので所得の金額の計算上、損金に算入したもの

○取得価額20万円未満のもので3年間で損金に算入（一括償却）したもの

○棚卸資産（貯蔵品、商品など)

○非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し代替性のないもの）

○生物（ただし、鑑賞用生物は申告の対象となります）

○無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェアなど）

○繰延資産

○ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価額が20万円未満のもの